## (仮称) 品川区子ども・若者計画について

報告事項:品川区子ども・子育て会議の議事としていた「品川区次世代育成支援対策推進行動計画」 について、品川区青少年問題協議会に移行する。

## 1. 背景

- (1) 子ども・若者の健やかな育成等、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした子ども・若者育成支援推進法が平成22年4月1日より施行された。
- (2) 同法第9条第2項により、市町村は、「市町村子ども・若者計画」を作成する努力義務を規定した。
- (3) 品川区では、東京都子供・若者計画の策定を受け、「(仮称) 品川区子ども・若者計画」の 策定等を検討する。

## 2. 計画の考え方

次世代育成支援対策推進法 平成 15 年 7 月 16 日 (総理・文部科学・厚生労働・ 農林水産・経済産業・国土交通・環境大臣署名)

子ども・若者育成支援推進法 平成 21 年 7 月 8 日(総理・総務大臣署名)

子供・若者育成支援推進大綱 子ども・若者育成支援推進本部(本部長:総理)

東京都子供・若者計画

東京都子供・若者計画 <sub>東京都</sub>

品川区青少年問題協議会

品川区次世代育成支援対策 推進行動計画 品川区 (仮) 品川区子ども・若者計画 <sub>品川区</sub>

※ 「東京都子供・若者計画」の策定は、都知事が東京都青少年問題協議会に諮問し、同協議会の専門部会で検 討された。

## 3. 今後の予定

平成 29 年 1 月中旬 第 3 回品川区子ども・子育て会議 報告 平成 29 年 2 月上旬 第 2 回品川区青少年問題協議会 協議